

■ 音楽 ■

I 新学習指導要領の趣旨及び改善事項

1 改訂の趣旨

- 音楽に対する感性を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてのよさなどを見いだしたりすることができるよう、内容の改善を図る。
- 音や音楽と自分との関わりを築いていけるよう、生活や社会の中の音や音楽の働き、音楽文化についての理解を深める学習の充実を図る。

2 改訂の要点

(1) 目標の改善

音楽科で育成を目指す資質・能力を「生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力」と規定し、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」について示した。また、資質・能力の育成に当たっては、生徒が「音楽的な見方・考え方」を働かせて、学習活動に取り組めるようにする必要があることを示した。このことによって、生徒が教科としての音楽を学ぶ意味を一層明確にした。

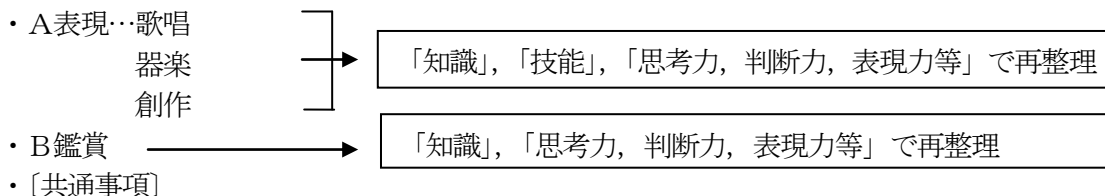
① 【音楽的な見方・考え方】

「音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や社会、伝統や文化などと関連付けること

② 【学年の目標の改善】

教科の目標の構造と合わせ、「(1)知識及び技能」、「(2)思考力、判断力、表現力等」、「(3)学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理。

(2) 内容構成の改善



(3) 学習内容の改善・充実

① 「知識」及び「技能」に関する指導内容の明確化

「知識」に関する指導内容

…「曲想と音楽の構造との関わり」などを理解することに関する具体的な内容を、歌唱、器楽、創作、鑑賞の領域や分野ごとに事項として示した。

「技能」に関する指導内容

…創意工夫を生かした表現のために必要な技能を身に付けることなどの具体的な内容を、歌唱、器楽、創作の分野ごとに事項として示した。このことによって、音楽科における技能は、「思考力、判断力、表現力等」の育成と関わらせて習得できるようにすべき内容であることを明確にした。

② 鑑賞の指導内容の充実

「B鑑賞」に「生活や社会における音楽の意味や役割」「音楽表現の共通性や固有性」について考えることを事項として示した。

③ 【共通事項】の指導内容の改善

アの事項を「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力、イの事項を「知識」に関する資質・能力として示した。

④ 言語活動の充実

他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさや価値等を考えたりしていく学習の充実を図る観点から、「音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるようにすること」を「A表現」及び「B鑑賞」の指導にあたっての配慮事項として示した。

⑤ 歌唱教材及び器楽教材の選択の観点の改善

歌唱及び器楽の教材を選択する際の配慮事項として「生活や社会において音楽が果たしている役割が感じ取れるもの」を新たに示した。

⑥ 我が国や郷土の伝統音楽に関わる指導の充実

歌唱や器楽の指導において、我が国の伝統的な歌唱や和楽器を扱う際の配慮事項として、「生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、愛着をもつことができるよう工夫すること」を新たに示した。

3 具体的な改善事項 (別紙)

II 移行措置

○ 移行期間中の特例

平成30年度から平成32年度までの第1学年から第3学年までの音楽の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第5節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新中学校学習指導要領第2章第5節の規定によることができる。

3 具体的な改善事項

学習指導要領の記述（抜粋）	解説と補足
<p><b>I 改訂の趣旨と要点</b></p> <p>1 改訂の趣旨 ・前書き参照</p> <p>2 改訂の要点 ・前書き参照</p> <p><b>II 目標及び内容</b></p> <p>第1 目標 表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。</p> <p>(1) 曲想と音楽の構造や背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。</p> <p>(2) 音楽表現を創意工夫することや、音楽のよさや美しさを味わって聴くことができるようにする。</p>	<p><b>■ 音楽的な見方・考え方</b> ・「音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や社会、伝統や文化などと関連付けること。」音楽科の特質に応じた、物事を捉える視点や考え方であり、音楽科を学ぶ本質的な意義の中核をなすものである。</p> <p><b>■ 第1 目標について</b> ・音楽科の教科の目標は、育成を目指す資質・能力として、(1)に「知識及び技能」の習得に関すること、(2)に「思考力、判断力、表現力等」の育成に関すること、(3)に「学びに向かう力、人間性等」の涵養に関することで構成されている。</p> <p>「生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力」と規定された。</p> <p>音や音楽を「自己のイメージや感情」と関連付けることは、これまでの〔共通事項〕を支えとする学習の延長線上にある。さらに、音や音楽を「生活や社会」「伝統や文化」とも関連付ける学習が求められる。</p> <p><b>■ (1) については、「知識及び技能」の習得に関する目標。</b> <b>■ 曲想と音楽の構造や背景などとの関わりを理解するとは</b> ・その音楽固有の雰囲気や表情、味わいなどを感じ取りながら、自己のイメージや感情の動きと音楽の構造や背景などとの関わり捉え、理解すること。 <b>■ 創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能とは</b> ・創意工夫の過程をもった音楽表現に対する思いや意図に応じて、その思いや意図を音楽で表現する際に自ら活用できる技能のこと。</p> <p><b>■ (2) については、「思考力、判断力、表現力等」の育成に関する目標。</b> <b>■ 音楽表現を創意工夫とは</b> ・音や音楽に対する自己のイメージを膨らませたり他者のイメージに共感したりして、音楽を形づくっている要素の働かせ方などを試行錯誤しながら、表現したい音楽表現について考え、どのように音楽で表現するかについて思いや意図をもつこと。 <b>■ 音楽のよさや美しさを味わって聴くとは</b> ・曲想を感じ取りながら、音や音楽によって喚起された自己のイメージや感情を、音楽の構造や背景などと関わらせて捉え直し、その音楽の意味や価値などについて自分なりに評価しながら聴くこと。</p>

- (3) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情を育むとともに、音楽に対する感性を豊かにし、音楽に親しんでいく態度を養い、豊かな情操を培う。

第2 各学年の目標及び内容

〔第1学年〕

1 目標

- (1) 曲想と音楽の構造などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な歌唱、器楽、創作の技能を身に付けるようにする。

- (2) 音楽表現を創意工夫することや、音楽を自分なりに評価しながらよさや美しさを味わって聴くことができるようにする。

- (3) 主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習に取り組み、音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽文化に親しむとともに、音楽によって生活を明るく豊かなものにしていく態度を養う。

2 内容

A 表現

- (1) 歌唱の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 歌唱表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、歌唱表現を創意工夫すること。

イ 次の(ア)及び(イ)について理解すること。

(ア) 曲想と音楽の構造や歌詞の内容との関わり

(イ) 声の音色や響き及び言葉の特性と曲種に応じた発声との関わり

ウ 次の(ア)及び(イ)の技能を身に付けること。

(ア) 創意工夫を生かした表現で歌うために必要な発声、言葉の発音、身体の使い方などの技能

■ 「学びに向かう力、人間性等」の涵養に関する目標。

■ 音楽活動の楽しさとは

・より深まった音楽活動の楽しさを体験できるようにすることが大切。

■ 音楽を愛好する心情とは

・生活に音楽を生かし、生涯にわたって音楽を愛好しようとする思い。

■ 1 目標について

・従前の表現領域及び鑑賞領域で育成していた音楽科の資質・能力で育成していた音楽の資質・能力を、中学校において育成を目指す三つの資質・能力に基づいて再整理・再構成した。

・(1)に「知識及び技能」の習得に関する目標、(2)に「思考力、判断力、表現力等」の育成に関する目標、(3)に「学びに向かう力、人間性等」の涵養に関する目標を示している。

音楽表現の創意工夫と技能は連動している。つまり、技能とは、「創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能」のこと。

■ 1 目標(2)について

・表現領域…音楽を形づくっている要素を知覚・感受し、その関わりを考えながら、自分なりに創意工夫することを求めている。

・鑑賞領域…第1学年では、自分なりに付加されている。

■ 1 目標(3)について

生徒一人一人が、自らの考えを他者と交流したり、互いの気付きを共有し、感じ取ったことなどに共感したりしながら個々の学びを深め、音楽表現を生み出したり音楽を評価してよさや美しさを味わって聴いたりできるようにすることを重視し、協働的としている。

■ (1)イ(ア)について

・「曲想と音楽の構造との関わり」「曲想と歌詞の内容との関わり」の両方の理解を求めている事項。

・「曲想と歌詞の内容との関わり」については、曲想が音楽の構造によって生み出されるものである。曲想、音楽の構造、歌詞の内容はそれぞれ関連するものであることから、これらを一体的に理解する学習をすることも考えられる。

■ (1)イ(イ)について

・「声の音色や響きと曲種に応じた発声との関わり」、「言葉の特性と曲種に応じた発声との関わり」の両方の理解を求めている事項である。

- (イ) 創意工夫を生かし、全体の響きや各声部の声などを聴きながら他者と合わせて歌う技能
- (2) 器楽の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- ア 器楽表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、器楽表現を創意工夫すること。
- イ 次の(ア)及び(イ)について理解すること。
- (ア) 曲想と音楽の構造との関わり
- (イ) 楽器の音色や響きと奏法との関わり
- ウ 次の(ア)及び(イ)の技能を身に付けること。
- (ア) 創意工夫を生かした表現で演奏するために必要な奏法、身体の使い方などの技能
- (イ) 創意工夫を生かし、全体の響きや各声部の音などを聴きながら他者と合わせて演奏する技能。
- (3) 創作の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- ア 創作表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、創作表現を創意工夫すること。
- イ 次の(ア)及び(イ)について、表したいイメージと関わらせて理解すること。
- (ア) 音のつながり方の特徴
- (イ) 音素材の特徴及び音の重なり方や反復、変化、対照などの構成上の特徴
- ウ 創意工夫を生かした表現で旋律や音楽をつくるために必要な、課題や条件に沿った音の選択や組合せなどの技能を身に付けること。

B 鑑賞

- (1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

■ (1) ウ(イ)について

他者の声に耳を傾ける重要性を強調するために「聴きながら」と挿入している。

■ (2) アについて

例えば、リコーダーの学習の初歩の段階では、創意工夫に必要な知識や技能を習得してから創意工夫することも考えられる。

■ (2) ウについて

・創意工夫を生かした表現で歌うために必要な技能としているのは、技能が生徒にとって思いや意図を表すために必要となるように指導することを求めている。

■ (3) について

創作は歌唱、器楽と構造が違っている。「表したいイメージ」と関わらせて理解することを求めている。

■ (3) アについて

・音や音楽に対する自分のイメージを膨らませたり他者のイメージに共感したりして、音楽を形づくっている要素の働かせ方などを試行錯誤しながら、表したい創作表現について考え、どのように創作表現するかについて思いや意図をもつことである。

■ (3) ウについて

・課題や条件を示す際は、イの(ア)や(イ)の学習で理解すべき知識を課題や条件に含めることによって、ア、イ、ウの各事項が関連付いた学習にすることが必要である。また、音階や音域の指定などによる用いる音の限定、二部形式や音頭一同形式などの形式の指定、「8小節」や「16小節以上」などの作品の長さの指定など、生徒にとって分かりやすく、判断しやすいものにする配慮が必要である。

■ B鑑賞 指導計画の作成と内容の取扱いより

・言葉で説明する…曲や演奏のよさや美しさ、生活や社会における音楽の意味や役割、音楽表現の共通性や固有性などに対する自分なりの評価について、曲想と音楽の構造との関わりなどを根拠として挙げながら言葉で表し、他者に伝えること。  
対象となる音楽が、自分にとってどのような価値があるのかといった評価を、根拠をもって述べるのが重要。次の①～④までを明らかにできるように指導。

- ① 音楽を形づくっている要素や音楽の構造
- ② 特質や雰囲気及び関わり
- ③ ①と②との関わり
- ④ 気に入ったところ、他者に紹介したいところなど自分にとってどのような価値があるのかといった評価

ア 鑑賞に関わる知識を得たり生かしたりしながら、次の(ア)から(ウ)までについて自分なりに考え、音楽のよさや美しさを味わって聴くこと。

(ア) 曲や演奏に対する評価とその根拠

(イ) 生活や社会における音楽の意味や役割

(ウ) 音楽表現の共通性や固有性

イ 次の(ア)から(ウ)までについて理解すること。

(ア) 曲想と音楽の構造との関わり

(イ) 音楽の特徴とその背景となる文化や歴史、他の芸術との関わり

(ウ) 我が国や郷土の伝統音楽及びアジア地域の諸民族の音楽の特徴と、その特徴から生まれる音楽の多様性

〔共通事項〕

(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考えること。

イ 音楽を形づくっている要素及びそれらに関わる用語や記号などについて、音楽における働きと関わらせて理解すること。

〔第2学年及び第3学年〕

1 目標

(1) 曲想と音楽の構造や背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な歌唱、器楽、創作の技能を身に付けるようにする。

(2) 曲にふさわしい音楽表現を創意工夫することや、音楽を評価しながらよさや美しさを味わって聴くことができるようにする。

(3) 主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習に取り組み、音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽文化に親しむとともに、音楽によって生活を明るく豊かなものにし、音楽に親しんでいく態度を養う。

2 内容

■ (1) ア(ア)について

・生徒は、曲想と音楽の構造との関わりを理解したり、様々な音楽の特徴を捉えたりする。ここで理解したことや捉えた特徴などを根拠とすることによって、曲や演奏に対する評価が可能となるのである。

■ (1) ア(イ)について

・その音楽が成立した背景や演奏されたり聴かれたりしていた状況などについて想像することは、そのとき、その場所に生きていた人々が音楽とどのように関わっていたのかを考えることになる。

■ (1) イ(ア)(イ)について

・音楽の価値を判断したり、生活や社会における意味などを考えたり、我が国や郷土の音楽をはじめ諸外国の様々な音楽の共通性や固有性などを考えたりするといった生徒の思考を促し、音楽のよさや美しさを味わって聴く学習の深まりにつながっていく。

■ (1) イ(ウ)について

・イの(ア)との関連を図るなどして、音楽の特徴を理解できるようにし、その音楽の特徴が、どのような背景から影響を受けているかについて、聴く活動を通して自分自身で捉えていく過程が必要である。

■ 〔共通事項〕について

・今回の改訂では、知覚・感受することに留まらず、知覚したことと感受したこととの関わりについて考えることとし、その重要性を一層明確にした。

今回の改訂で、「知覚したことと感受したこととの関わりについて考えること」が付加された。

■ 〔共通事項〕(1)イについて

・単に、名称などを知るだけではなく、音楽活動を通してそれらの働きを実感しながら理解し、表現や鑑賞の学習に生かすことができるよう配慮する必要がある。そのことによって、用語や記号などの大切さを実感できるようにする。

■ 1 目標(1)について

・「背景」を加えている。背景と曲想を関わらせて理解し、歌唱表現を工夫する際に生かすことができるようにすることは第2学年、第3学年で行うことにしている。音楽表現の創意工夫は、新たな知識や技能を得たり生かしたりしながら行われるため、創意工夫の質的な高まりに応じて、おのずと第2学年及び第3学年では、第1学年より、求められる「技能」に高まりが生じる。

■ 1 目標(2)について

・第2学年及び第3学年に曲にふさわしいを加えて示している。第1学年の「自分なりに」が、示されていない。これは、自分の解釈や評価のみに留まらず、多く人が共通に感じ取れるような、その曲固有のよさや特徴など捉え、他者と共有、共感することが大切である。

A 表現

(1) 歌唱の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 歌唱表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、曲にふさわしい歌唱表現を創意工夫すること。

イ 次の(ア)及び(イ)について理解すること。

(ア) 曲想と音楽の構造や歌詞の内容及び曲の背景との関わり

(イ) 声の音色や響き及び言葉の特性と曲種に応じた発声との関わり

ウ 次の(ア)及び(イ)の技能を身に付けること。

(ア) 創意工夫を生かした表現で歌うために必要な発声、言葉の発音、身体の使い方などの技能

(イ) 創意工夫を生かし、全体の響きや各声部の声などを聴きながら他者と合わせて歌う技能

(2) 器楽の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 器楽表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、曲にふさわしい器楽表現を創意工夫すること。

イ 次の(ア)及び(イ)について理解すること。

(ア) 曲想と音楽の構造や曲の背景との関わり

(イ) 楽器の音色や響きと奏法との関わり

ウ 次の(ア)及び(イ)の技能を身に付けること。

(ア) 創意工夫を生かした表現で演奏するために必要な奏法、身体の使い方などの技能

(イ) 創意工夫を生かし、全体の響きや各声部の音などを聴きながら他者と合わせて演奏する技能

(3) 創作の活動を通して、次の事項を身に付けること

■ 1 目標(3)について

・音楽に親しんでいく態度とは、中学校卒業後も、音楽科の学習を基盤として、音楽に親しんでいくことができるような態度を育てることを目指している。

■ (1)アについて

・第2学年及び第3学年は「曲にふさわしい歌唱表現を創意工夫すること」としている。曲にふさわしいとは、多くの人が共通に感じ取れるような、曲固有のよさや特徴の捉え方を意味している。第1学年よりも更に自らの価値判断を伴ったより豊かな音楽表現の創意工夫ができることを目指している。

■ (1)イ(ア)について

・「曲想と歌詞の内容との関わり」については、「曲想と音楽の構造との関わり」と関連付けて学習することが大切である。「曲想と曲の背景との関わり」については、その背景が「音楽の構造」や「歌詞の内容」とも関わっていることに配慮して学習することが大切である。

■ (1)ウ(ア)について

・第1学年における学習を基盤とし、創意工夫の質的な高まりに応じて、身に付ける技能も高まっていくこと。

■ (2)アについて

・多くの人が共通に感じ取れるような、曲固有のよさや特徴を捉えた上で、その曲について解釈し、第1学年よりも更に自らの価値判断を伴ったより豊かな音楽表現の創意工夫ができることを目指している。

■ (2)イ(ア)について

・第2学年及び第3学年において、「曲想と曲の背景との関わり」の理解を加えることは、生徒が教材曲のよさを捉え直し、更に曲に対する捉え方を質的に深め、自分にとっての意味を見いだしたり、「なぜこの楽器がこの地域で生まれたのか」、「音楽が人々の生活や社会に果たす役割は何か」などについて考えたりすることにつながるものである。

■ (2)ウ(ア)について

・第2学年及び第3学年において中学校で初めて体験する楽器については、対象となる教材曲の表現に必要とされる楽器の初歩的な奏法、身体の使い方を身に付けられるようにし、それを生かした表現となるように配慮する必要がある。

■ (2)ウ(イ)について

・他者や他の声部の音、全体の響きなどを意識して、他者と合わせて演奏するよさや必要性を感じながら技能を身に付けていくことができるようにすることが大切である。

ができるよう指導する。

ア 創作表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、まとまりのある創作表現を創意工夫すること。

イ 次の(ア)及び(イ)について、表したいイメージと関わらせて理解すること。

(ア) 音階や言葉などの特徴及び音のつながり方の特徴

(イ) 音素材の特徴及び音の重なり方や反復、変化、対照などの構成上の特徴

ウ 創意工夫を生かした表現で旋律や音楽をつくるために必要な、課題や条件に沿った音の選択や組合せなどの技能を身に付けること。

B 鑑賞

(1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 鑑賞に関わる知識を得たり生かしたりしながら、次の(ア)から(ウ)までについて考え、音楽のよさや美しさを味わって聴くこと。

(ア) 曲や演奏に対する評価とその根拠

(イ) 生活や社会における音楽の意味や役割

(ウ) 音楽表現の共通性や固有性

■ (3)アについて

・第2学年及び第3学年は「まとまりのある創作表現を創意工夫すること」としている。音楽をつくる条件として形式などを提示すればよいということではなく、生徒がまとまりを感じ、その根拠を〔共通事項〕アと関わらせた指導によって明らかにしていく過程が大切である。

一般化された形式だけではなく、生徒自身がまとまりのある音楽を創意工夫することもある。まとまりがある音楽とまとまりのない音楽を比較し、その要因を探るなどしてまとまりのある音楽として判断した根拠をもつことができるような授業展開が求められる。

■ (3)イ(ア)について

・第1学年での学習を踏まえ、音階や言葉などの特徴と表したいイメージとを関わらせて考えながら、旋律をつくっていくことが大切となる。

五音音階と俳句を教材とした場合、音階と言葉などの特徴を表したいイメージと関わらせた学習が実現できる。これは、風土、文化や歴史とも関連させた学習ができることにもなる。

■ (3)ウについて

・「2小節の長さでつくったハ長調の動機を、反復、変化させたり、重ねたりするなどして、2本のアルトリコーダーのためのまとまりのある音楽をつくること」という課題や条件に沿って旋律をつくる際の技能は次のように考えることができる。

- ① ハ長調の音階から音を選んで、ハ長調の特徴を生かした2小節の動機をつくっている。
- ② まとまりのある感じを生み出すための根拠に基づいて、つくった動機を反復、変化させたり、重ねたりして、音楽をつくっている。
- ③ 2本のアルトリコーダーで演奏することのできる音楽をつくっている。創作した生徒本人が演奏できることを必ずしも求めているものではない。すなわち、創作分野における技能は、旋律や音楽をつくるために必要な技能であり、つくった作品を演奏することができる技能ではないことに留意する必要がある。

■ B鑑賞(1)アについて

・第2学年及び第3学年においては、第1学年での他者に言葉で説明する活動を通じた学習を踏まえ、生徒の実態等に応じて、他者と共に論じ合う、批評する活動を取り入れて、音楽を聴き味わうことが一層深まっていくように配慮する。

・第2学年及び第3学年では、生徒一人一人が、アの(ア)(イ)(ウ)に示す内容について自分なりの考えをもつとともに、自分とは異なる他者の考えにも耳を傾けるなどして、他者との関わりの中から自分の価値意識を再確認し、自分としての考えを一層深めていくようにすることが大切である。



イ 次の(ア)から(ウ)までについて理解すること。

- (ア) 曲想と音楽の構造との関わり
- (イ) 音楽の特徴とその背景となる文化や歴史、他の芸術との関わり
- (ウ) 我が国や郷土の伝統音楽及び諸外国の様々な音楽の特徴と、その特徴から生まれる音楽の多様性

〔共通事項〕

- (1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ア 音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考えること。
- イ 音楽を形づくっている要素及びそれらに関わる用語や記号などについて、音楽における働きと関わらせて理解すること。

### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようすること。その際、音楽的な見方・考え方を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさや美しさなどを見いだしたりするなど、思考、判断し、表現する一連の過程を大切に学習の充実を図ること。

取り扱うジャンルを広げ、歌舞伎、能楽といった我が国の伝統音楽、諸民族の音楽といった生活や文化との関わりが深い音楽、ロックやジャズといった生活や社会と密接に関わっている音楽を取り上げ、生活と社会における音楽の意味と役割を考えることが重要。

#### ■ (1)イについて

- ・第2学年及び第3学年においては、音楽が多様であることの理解に留まらず、人々の暮らしとともに音楽文化があり、そのことによって様々な特徴をもつ音楽が存在していることを理解できるようにすることが大切である。その理解は、自らの音楽に対する価値意識を広げ、人類の音楽文化の豊かさに気付き、尊重することにつながっていく。

#### ■ 【共通事項】について

- ・第1学年の学習で、「ff は『とても強く』という意味で、力強さや大きな喜びなどを表すことができる」と理解していた生徒が、速度やテクスチュアなどとの関わりを意識しながら知覚・感受することによって、「ff は、力強さや大きな喜びだけではなく、逆に大きな悲しみや絶望を表すこともできる」といったような理解に至ることが考えられる。これは、生徒が学習の過程を通じて、既習の ff に関する知識と新たに習得した知識とを結び付けることによって、ff に関する知識を再構築し、知識を更新した姿である。

#### ■ 第3 1(1)について

- ・主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。題材など内容や時間のまとまりの中で、例えば、主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくりだすために、生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった視点で授業改善を進めることが求められる。

岐阜県において、思考、判断し、表現する一連の過程を大切に学習については、これまでも重要視され実践されてきた。主体的・対話的で深い学びの実現を図るために、更なる充実に努めることが重要である。

- ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり、特に「深い学び」の視点に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教科等の特質に応じた、物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を、習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

(2) 第2の各学年の内容の「A表現」の(1)、(2)及び(3)の指導については、ア、イ及びウの各事項を、「B鑑賞」の(1)の指導については、ア及びイの各事項を適切に関連させて指導すること。

従前は、「〇〇して、歌うこと（演奏すること、つくること）」のように、育成を目指す資質・能力を各事項の中で一体的に示していたため、一つの事項で題材を構想することが可能であった。今回の改訂では、音楽科において育成を目指す資質・能力を一層明確にすることを踏まえ、第2の各学年の内容を、ア「思考力、判断力、表現力等」、イ「知識」、ウ「技能」に分けて示しているため、一つの事項で題材を構想することはできない。どの題材においても、「A表現」では「思考力、判断力、表現力等」、「知識」、「技能」に関する各事項を、「B鑑賞」では「思考力、判断力、表現力等」、「知識」に関する各事項を相互に関連付けながら題材を構想する必要がある。

改訂（平成29年告示）	現行（平成20年告示）
<p>2 内容（第1学年）</p> <p>(1) 歌唱の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 歌唱表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、歌唱表現を創意工夫すること。</p> <p>イ 次の(ア)及び(イ)について理解すること。</p> <p>(ア) 曲想と音楽の構造や歌詞の内容との関わり</p> <p>(イ) 声の音色や響き及び言葉の特性と曲種に応じた発声との関わり</p> <p>ウ 次の(ア)及び(イ)の技能を身に付けること。</p> <p>(ア) 創意工夫を生かした表現で歌うために必要な発声、言葉の発音、身体の使い方などの技能</p> <p>(イ) 創意工夫を生かし、全体の響きや各声部の声などを聴きながら他者と合わせて歌う技能</p>	<p>2 内容（第1学年）</p> <p>A 表現</p> <p>(1)歌唱の活動を通して、次の事項を指導する。</p> <p>ア 歌詞の内容や曲想を感じ取り、表現を工夫して歌うこと。</p> <p>イ 曲種に応じた発声により、言葉の特性を生かして歌うこと。</p> <p>ウ 声部の役割や全体の響きを感じ取り、表現を工夫しながら合わせて歌うこと。</p>

■ ア、イの(ア)、ウの(ア)を組み合わせた題材を設定する場合、「曲想と音楽の構造や歌詞の内容との関わりを理解するとともに、それらを生かした歌唱表現を創意工夫して歌うこと」という内容を指導することとなる。これは、従前の指導事項「歌詞の内容や曲想を感じ取り、表現を工夫して歌うこと」についてより明確にしたものである。

改訂（平成29年告示）	現行（平成20年告示）
<p>B 鑑賞（第1学年）</p> <p>(1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 鑑賞に関わる知識を得たり生かしたりしながら、次の(ア)から(ウ)までについて自分なりに考え、音楽のよさや美しさを味わって聴くこと。</p> <p>(ア) 曲や演奏に対する評価とその根拠</p> <p>(イ) 生活や社会における音楽の意味や役割</p> <p>(ウ) 音楽表現の共通性や固有性</p> <p>イ 次の(ア)から(ウ)までについて理解すること</p> <p>(ア) 曲想と音楽の構造との関わり</p> <p>(イ) 音楽の特徴とその背景となる文化や歴史、他の芸術との関わり</p> <p>(ウ) 我が国や郷土の伝統音楽及びアジア地域の諸民族の音楽の特徴と、その特徴から生まれる音楽の多様性</p>	<p>B 鑑賞（第1学年）</p> <p>(1)鑑賞の活動を通して、次の事項を指導する。</p> <p>ア 音楽を形づくっている要素や構造と曲想とのかかわりを感じ取って聴き、言葉で説明するなどして、音楽のよさや美しさを味わうこと。</p> <p>イ 音楽の特徴をその背景となる文化、歴史や他の芸術と関連付けて、鑑賞すること。</p> <p>ウ 我が国や郷土の伝統音楽及びアジア地域の諸民族の音楽特徴から音楽の多様性を感じ取り、鑑賞すること。</p>

■アの(ア)、イの(ア)を組み合わせた題材を設定する場合、「曲想と音楽の構造との関わりを理解するとともに、曲や演奏に対する評価とその根拠を自分なりに考え、音楽のよさや美しさを味わって聴くこと」という内容を指導することとなる。これは、従前の指導事項「ア 音楽を形づくっている要素や構造と曲想とのかかわりを感じ取って聴き、言葉で説明するなどして、音楽のよさや美しさを味わうこと」についてより明確にしたものである。

(3) 第2の各学年の内容の〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて、十分な指導が行われるよう工夫すること。

■ (3)について

・〔共通事項〕を要として各領域や分野の関連を図るようにすることは、その題材の学習において主として扱う音楽を形づくっている要素やそれらに関わる用語や記号などを共通に設定して複数の領域や分野を関連させた一題材を構想したり、主として扱う音楽を形づくっている要素やそれらに関わる用語や記号などの一部を共通にして、学びの連続性や系統性などをねらって複数の題材の配列の仕方を工夫したりすることなどである。

(4) 第2の各学年の内容の「A表現」の(1)、(2)及び(3)並びに「B鑑賞」の(1)の指導については、それぞれ特定の活動のみに偏らないようにするとともに、必要に応じて、〔共通事項〕を要として各領域や分野の関連を図るようにすること。

■ (4)について

・題材の学習において主として扱う音楽を形づくっている要素やそれらに関わる用語や記号などを共通に設定して複数の領域や分野を関連させた一題材を構想したり、主として扱う音楽を形づくっている要素やそれらに関わる用語や記号などの一部を共通にして、学びの連続性や系統性などをねらって複数の題材の配列の仕方を工夫したりすることなどである。

(5) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるように一人一人の困難さが異なることに目を向ける必要がある。

(6) 第1章総則の第1の2の(2)に示す道德教育の目標に基づき、道德科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道德の第2に示す内容について、音楽科の特質に応じて適切な指導をすること。

■ (6)について

・音楽を愛好する心情や音楽に対する感性は、美しいものや崇高なものを尊重することにつながるものである。また、音楽による豊かな情操は、道德性の基盤を養うものである。なお、音楽科で取り扱う共通教材は、我が国の自然や四季の美しさを感じ取れるもの、我が国の文化や日本語のもつ美しさを味わえるものなどを含んでおり、道德的心情の育成に資するものである。

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 各学年の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。

ア 音楽活動を通して、それぞれの教材等に応じ、音や音楽が生活に果たす役割を考えさせるなどして、生徒が音や音楽と生活や社会との関わりを実感できるよう指導を工夫すること。なお、適宜、自然音や環境音などについても取り扱い、音環境への関心を高めることができるよう指導を工夫すること。

■ 2(1)アについて

・音楽科の学習において、自然音や環境音、さらには音環境への関心を高めることは、人間にとっての音や音楽の存在意義について考えたり、生活や社会におけるよりよい音環境を希求する意識をもったりすることへとつながっていく。

イ 音楽によって喚起された自己のイメージや感情、音楽表現に対する思いや意図、音楽に対する評価などを伝え合い共感するなど、音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫すること。

■ 2 (1)イについて

・言葉によるコミュニケーションを適切に位置付けることによって、音や音楽によるコミュニケーションを充実させることができる。音によるコミュニケーションが一層充実することに結び付いていくように配慮することが大切である。

ウ 知覚したことと感受したこととの関わりを基に音楽の特徴を捉えたり、思考、判断の過程や結果を表したり、それらについて他者と共有、共感したりする際には、適宜、体を動かす活動も取り入れるようにすること。

■ 2 (1)ウについて

・従前は「各学年の『A表現』の指導に当たっては、指揮などの身体的表現活動も取り上げるようにすること」を配慮事項として示していたが、体を動かす活動は、「A表現」の指導における指揮などの身体的表現活動に限らず、「B鑑賞」を含め、様々な場面で有効な活動となり得る。

エ 生徒が様々な感覚を関連付けて音楽への理解を深めたり、主体的に学習に取り組んだりすることができるようにするため、コンピュータや教育機器を効果的に活用できるよう指導を工夫すること。

■ 2 (1)エについて

・様々な感覚を関連付けてとは、音楽を、聴覚のみではなく、視覚や触覚など、他の感覚と関連付けて捉えることができるようにすることである。例えば、音楽科の学習に利用できるコンピュータのソフトウェアや様々な教育機器を活用し、音量の変化に応じて図形の大きさや振動の強さが変わったり、また楽器の音色の変化によって色が変わったりするなどのように、聴覚と視覚、聴覚と触覚など、生徒が複数の感覚を関連付けて音楽を捉えていくことができるようにすることなどが考えられる。

オ (略)

カ 自己や他者の著作物及びそれらの著作者の創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、音楽に関する知的財産権について触れるようにすること。また、こうした態度の形成が、音楽文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮すること。

■ 2 (1)カについて

・必要に応じて音楽に関する知的財産権に触れることが大切である。このことが、著作物や著作者の創造性を尊重する態度を形成することにつながり、ひいては、音楽文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるのである。

(2) 各学年の「A表現」の(1)の歌唱の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。

ア 歌唱教材は、次に示すものを取り扱うこと。

(ア) 我が国及び諸外国の様々な音楽のうち、指導のねらいに照らして適切で、生徒にとって親しみがもてたり意欲が高められたり、生活や社会において音楽が果たしている役割が感じ取れたりできるもの。

■ 2 (2)ア(ア)について

・生活や社会において音楽が果たしている役割が感じ取れるものを新たに示している。これは、教科の目標に新たに示した「生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力」を育成する上で、大切な観点である。例えば、オリンピック・パラリンピックや各種イベント等では、音楽によって一体感が生まれることなどを多くの人々が実感している。

(イ) 民謡、長唄などの我が国の伝統的な歌唱のうち、生徒や学校、地域の実態を考慮して、伝統的な声や歌い方の特徴を感じ取れるもの。なお、これらを取り扱う際は、その表現活動を通して、生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、愛着をもつことができるよう工夫すること。

■ 2 (2)ア(イ)について

・教材の選択に当たっては、例えば、発声の仕方や声の音色、コブシ、節回し、母音を延ばす産み字などに着目できるものを選択することが考えられることから、今回の改訂では、従前示していた「声の特徴」に加え、歌い方の特徴を新たに示した。また、生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、愛着をもつことができるよう工夫することが大切である。

(ウ) 我が国で長く歌われ親しまれている歌曲のうち、我が国の自然や四季の美しさを感じ取れるもの又は我が国の文化や日本語のもつ美しさを味わえるもの。なお、各学年において、以下の共通教材の中から1曲以上を含めること。  
(略)

イ 変声期及び変声前後の声の変化について気付かせ、変声期の生徒を含む全ての生徒の心理的な面についても配慮するとともに、変声期の生徒については適切な声域と声量によって歌わせるようにすること。

ウ 相対的な音程感覚などを育てるために、適宜、移動ド唱法を用いること。

(3) 各学年の「A表現」の(2)の器楽の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。

ア 器楽教材は、次に示すものを取り扱うこと。

(ア) 我が国及び諸外国の様々な音楽のうち、指導のねらいに照らして適切で、生徒にとって親しみがもたれたり意欲が高められたり、生活や社会において音楽が果たしている役割を感じ取れたりできるもの。

イ 生徒や学校、地域の実態などを考慮した上で、指導上の必要に応じて和楽器、弦楽器、管楽器、打楽器、鍵盤楽器、電子楽器及び世界の諸民族の楽器を適宜用いること。なお、3学年間を通じて1種類以上の和楽器を取り扱い、その表現活動を通して、生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、愛着をもつことができるよう工夫すること。

(4) 歌唱及び器楽の指導における合わせて歌ったり演奏したりする表現形態では、他者と共に一つの音楽表現をつくる過程を大切にするとともに、生徒一人一人が、担当する声部の役割と全体の響きについて考え、主体的に創意工夫できるよう指導を工夫すること。

(5)～(6) (略)

■ 2(2)ア(ウ)について

・中学校3学年間を見通した指導計画の下、生徒や地域の実態などを考慮して、共通教材を含むこのような教材を系統立てて効果的に指導することが大切である。我が国で長く歌われ親しまれている歌曲とは、我が国で長い年月にわたって歌い継がれ、広く親しまれている歌曲のことである。

従前は、主に変声期の生徒に対する配慮について示していた。しかし、変声にも生徒の成長によって違いが生まれてくる。よって、今回の改訂では、変声前後の生徒に対する配慮も含めて示している。教師のより丁寧な指導が求められている。

移動ド唱法を用いるに当たっては、生徒に混乱が生じないように扱う必要がある。

生活や社会において音楽が果たしている役割を感じ取れるものを新たに示している。

今回の改訂では、愛着をもつことができるよう工夫することを新たに示している。生徒が実際に演奏する活動を通して、音色や響き、奏法の特徴、表現力の豊かさや繊細さなどを感じ取れることは、我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、愛着をもつことにつながっていくと考えられる。

■ 2(4)について

・少人数のアンサンブル活動や、合唱、合奏などをする際は、生徒一人一人が、自分の担当する声部の役割を踏まえて、その教材曲をどのように表現したいのかといった思いや意図をもち、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けて、音楽表現をすることが大切である。したがって、生徒一人一人が、声部の役割と全体の響きについて考えることのできる場面を適切に設定することなく、教師や一部の生徒の考えのみに基づいて、その教材曲の出来栄をよくするための練習に終始する、というような授業にならないよう留意する必要がある。

(7) 各学年の「A表現」の(3)の創作の指導に当たっては、即興的に音を出しながら音のつながり方を試すなど、音を音楽へと構成していく体験を重視すること。その際、理論に偏らないようにするとともに、必要に応じて作品を記録する方法を工夫させること。

(8) ア～イ (略)

(9) 各学年の〔共通事項〕に示す「音楽を形づくっている要素」については、指導のねらいに応じて、音色、リズム、速度、旋律、テクスチャ、強弱、形式、構成などから、適切に選択したり関連付けたりして指導すること。

(10) 各学年の〔共通事項〕の(1)のイに示す「用語や記号など」については、小学校学習指導要領第2章第6節音楽の第3の2の(9)に示すものに加え、生徒の学習状況を考慮して、次に示すものを音楽における働きと関わらせて理解し、活用できるように取り扱うこと。

拍 拍子 間 序破急 フレーズ 音階 調 和音  
 動機 Andante Moderato Allegro rit. a tempo  
 accel. legato *pp* *ff* dim. D.C. D.S.  
  
 (フェルマータ) (テヌート) (三連符) (二分休符) (全休符) (十六分休符)

■ 2(7)について

・必要に応じて、記譜について扱うことも大切である。楽譜は、音楽を目に見える形で表そうと工夫し、さらにそれが多くの人にも分かるように試行錯誤を重ね、長い時間をかけて洗練されてきたものであり、言わば、先人の営みから生まれた音楽に関わる文化の一つである。作品を記録する方法を工夫させることは、生徒が音楽文化について理解を深める学習にもつながるものである。

今回の改訂では、この配慮事項において「音楽を形づくっている要素」の具体的な例示が示された。示されている「音楽を形づくっている要素」については、音色、リズム、速度、旋律、テクスチャ、強弱、形式、構成などと示され、従前と変更はない。

■ 2(10)について

・こうした用語や記号などについては、〔共通事項〕の趣旨（知覚・感受することに留まらず、知覚したことと感受したこととの関わりについて考える）を踏まえ、生徒が単にそれぞれの名称などを知るだけでなく、音楽活動を通してそれらの働きを実感しながら理解し、表現や鑑賞の学習に生かすことができるように配慮することが大切である。